

## 本別町企業版ふるさと納税実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地域再生法(平成17年法律第24号。以下「法」という。)第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄付活用事業の実施について、必要な事項を定めるとともに、本町を応援しようとする法人からの寄付金を財源として、本別町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる事業を実施することにより、地方創生及び持続可能なまちづくりを実現させることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄付対象事業とは、法第5条第15項の規定に基づき、本別町まち・ひと・しごと創生推進計画に記載されている本別町まち・ひと・しごと創生寄付活用事業をいう。
- (2) 寄付対象法人とは、町内に主たる事務所又は事業所が所在していない法人であり、かつ、青色申告書を提出している法人をいう。
- (3) 寄付金とは、寄付対象事業実施のための費用として寄付者が行う10万円以上の寄附金をいう。

### (寄付金の申出)

第3条 寄付対象法人は、寄付金の申出を行おうとするときは、本別町個性あるふるさとづくり寄付条例施行規則(平成18年規則第16号)第2条第1項に定める本別町企業版寄付申込書を町長へ提出するものとする。

### (寄付金の受領等)

第4条 町長は、前条の規定により寄付対象法人から寄付金を受領したときは、当該法人に受領証(様式第1号)を交付するものとする。

2 町長は、寄付金を受領した場合は、その使途を寄付者に対して寄付金活用事業通知書(様式第2号)により通知するものとする。

3 町長は、次に掲げる場合においては、寄付金の受入れを拒否し、又は受領した寄付金を返還することができる。

- (1) 寄付金の受入れが公の秩序又は善良の風俗に反するものと認められるとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、町長が特に必要と認めるとき。

### (公表)

第5条 町長は、寄付の内容及び当該寄付金を充当した事業の状況その他必要な事項を公表するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する